

墨田区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月27日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第33号

## 墨田区会計事務規則の一部を改正する規則

墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部の長」の次に「及び教育委員会事務局学校改築担当部長」を加え、同条第4号中「及び墨田区組織規則」を「、墨田区組織規則」に改め、「担当課長」の次に「並びに教育委員会事務局学校改築担当課長」を加える。

第142条第1項中「部長（」の次に「教育委員会事務局学校改築担当部長を除き、」を、「その長」の次に「とする」を加える。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の墨田区会計事務規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。